

現場説明書

工事名: R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(3)

工 程

1 他工事等との調整 (対象 有)

- 1 本工事区間の終点側に別途「R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(4)」を同時期に発注予定である。このため、工事施工にあたり工事間調整に努めなければならない。
- 2 本工事背後地にて「荷さばき所構造物撤去工事」を発注予定である。このため、工事施工にあたり工事間調整に努めなければならない。

2 施工の制限(対象 有)

本工事の基礎工については、先行工事である「R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(1)」「R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(2)」のしゅん工検査完了日(予定日:令和5年7月中旬)まで施工してはならない。なお左記載工事が予定より早く終了すれば施工可能である。この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。

3 作業時間帯(対象 無)

4 工事履行報告書(対象 無)

5 その他(対象 無)

用地関係

1 ブロック製作ヤード(対象 有)

本工事で使用するL型ブロックは、橘港(中浦地区)野積場にて製作をしている。

2 仮置ブロック(対象 無)

支障物件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 有)

工事に係る支障物件の事前調査については、調査済みである。

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

公害対策

1 事業損失防止対策(対象 無)

2 濁水処理(対象 無)

3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

4 六価クロム溶出試験(対象 無)

現場説明書

工事名: R4阿土 橋泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・橋 岸壁工事(3)

安全対策

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 無)
- 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

建設副産物

- 1 被覆石の利用(対象 有)

本工事は、小勝島の県ヤードに仮置している被覆石を使用することを見込んでいます。なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名等	小勝島土砂仮置ヤード
箇所又は住所	阿南市橋町小勝
運搬距離	L=12.7km

- 2 建設発生土の搬出(対象 無)
- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工 事 用 道 路

- 1 工 事 用 道 路 等 の 補 修 (対 象 無)

仮 設 備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)

現場説明書

工事名: R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(3)

- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

その他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

4 施工計画書(対象 無)

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 有)

本工事は、下記の工事と同じ現場代理人を配置することができる。ただし、現場代理人の兼務できる工事は2件までとする。

- ・R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(1)
- ・R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(2)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

現場説明書

工事名: R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(3)

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 有)

受注者は、次の表に示す工種について単位水量測定を所定の回数実施し、単位水量の管理シートを作成するものとする。

工種	配合	使用量	測定回数
水中コンクリート工	33-15-25(20)BB C ₂₀ 370kg/m ³ W/C _{0.50}	43	1
		合計(回)	1

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 無)

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009091500237>

18 ブロックの運搬・岸壁の使用について

ブロック運搬は、L型ブロック(中浦野積場から椿泊まで)である。なお、施工に先立ちブロックに重大な損傷等(据付けにおいてブロックが折れたり、割れたりする恐れがある傷)がないか確認し報告すること。

本工事で使用するブロック積出物揚場は、一般船舶の係留が可能であるため積み出しに際しては、前もって周知等を行うこと。

19 捨石工の出来形管理基準について

本工事の基礎捨石(均しを行わない面)の管理基準は次のとおりとする。

管理項目	許容範囲
天端高	±70cm
法面	±70cm
天端幅	+規定しない, -10cm
延長	+規定しない, -10cm

現場説明書

工事名: R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(3)

20 安全監視船

安全監視船は、日数延べ隻数:2隻(作業日当り1隻)を見込んでいます。

「安全監視船勤務実績表」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し他)とともに監督員に1部提出しなければならない。安全監視船における乗組員については、高級船員1名を見込んでいます。

なお、上記の事項について、関係機関との協議及び現場条件等により必要と認められる場合は、設計変更の対象とできることとする。

21 安全管理

本工事は既設漁港施設周辺での工事であるため、石材投入時の安全管理には十分に配慮すること。

22 作業船の回航・えい航について

作業船の回航・えい航について、下記のとおり見込んでいます。

工事施工時期における在港状況からこのとおりにならない場合には設計変更の対象となる。

・250t吊起重機船 : 粟津港から椿泊漁港まで(21湊・片道)

23 関係機関等に対する工事説明等について

請負者は工事施工にあたって監督員と協議の上、あらかじめ関係各機関、諸団体及び地元住民等に対して工事の施工内容、工程及びその他の施工計画について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合、または発生した場合の通報及び連絡体制等を周知徹底し、工事に対する理解と協力を得なければならない。

24 汚濁防止対策

水質汚濁防止対策として、水質汚濁防止膜(L=60m)を使用することとしている。

対象工種は、捨石工、水中コンクリート工及び被覆石工であり使用日数は80日間を見込んでいます。

本工事の汚濁防止膜は、隣接する「R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(1)」及び「R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(2)」にて使用しているものを継続使用することを想定しており、隣接する「R4阿土 椿泊漁港(谷ノ浦地区) 阿南・椿 岸壁工事(4)」に引き継ぐものとする。

上記の事項について、関係機関との協議及び現場条件等により変更が生じ、必要と認められる場合は、設計変更の対象とできることとする。